

德皇國際軍事裁判所

亞米利加合眾國其他

對

死不負夫其地

宣誓供述書

供述者

百

久

私・西久は宣誓の上左の通言する。

一私の現住所は東京部世田谷區代田二丁目七一八番地である。

二私は一九四一年一月より一九四五年五月御連崩表に至る迄、経勅大使館

附屬軍武官補佐目として旧林に勤務し、陸軍武官室の電報を含有一切の

機密書類の保管に任じた。

三一九四三年十一月、旧林に對する空襲の激化した頃から、私は小松陸軍

武官の命に依り數回に亘り機密書類の焼却を行つた。而して一九四五年

四月旧林を退去するに當つては全部の機密書類の焼却を完了した。

四従て旧林に在りし武官室に保管してつた左記書類は現在存在しない。

(一)一九三五年入島武官室參謀本部宛日獨協定に關する電報。

(二)蘇ソ襲撃並に情報蒐集に關する一九三七—一九三九年一月の間參

謀總長より止休在武官室に對したる参訓令。

(三)支那参謀に對し日本の平任小滅大方針を通告したる一九三七年參謀本

部參、大島武官宛電報。

(四)日本の對支和平工作に付の進捗と、所衝を命じたる一九三七年參謀

本部送。大島武官宛訓令。

(甲) 一九三八年七月日獨伊條約に關する獨逸側是案。

(丙) 一九三八年八月本件に關する獨伊省又は參謀本部よりの大島武官宛電報。

(丁) 大島武官を在獨大使たりしむることにして。一九三八年九月乃至十月

參謀本部。大島武官の間に在後せられたる電報。

(四) 日獨伊條約交渉に關し一九三九年五月河邊貞祐在武官より獨伊省又は參謀本部に宛てたる電報。

(四) 石に關し前年同月河邊貞祐入出より河邊武官に宛てたる電報。

昭和二十二年（一九四七年）十一月四日於 東京

供述者 西

久

右ハ當立者人ノ面前ニア宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 向所

牛 島 信 彦

宣  
誓  
書

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ詆秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

(署名捺印)

西

久